

平成23年(ワ)第15308号

原告 Aleph

被告 東京都 他1名

### 準備書面(9)

2012年2月10日

東京地方裁判所民事第45部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

同

#### 被告東京都準備書面(3)に対する反論

- 1 本訴請求は、訴状請求原因記載のとおり、警視庁の「捜査結果概要」の公表と「冒頭発言」による公安部長の記者会見によって、原告 Aleph の社会的評価が著しく貶められたことによって、無形の損害が発生したと捉え、それについて損害賠償を求めるものである。どんな個人であれ、団体であれ、犯罪者だと断定して公表されれば、同様に無形的損害が生ずる。これは、日弁連が指摘するように、憲法13条に由来する名誉権の侵害といってよい。甲16参照。
- 2 被告東京都が引用する最高裁昭和39年1月28日判決は、法人の名誉毀損について、民法710条に基づく損害賠償を認めているが、特に法人格の存否に係わることはないから、同じことは、法人格なき社団、法人格なき宗教団体についても当て嵌まる。
- 3 被告東京都は、警視庁が、公訴提起さえされていないのに犯罪者だと断定して公表（これが社会的評価とを貶めた本体であり、具体的事実である）しておきながら、開き直って、「どのような損害が発生したか」、「原告の社会的評価がどのように低下したか」を具体的に主張せよ、とする。しかし、重大事件の犯罪を犯した者と断定して公表すれば、人ないし団体の価値に対する社会的評

価を著しく貶めることになるのは、社会常識に照らせば当然の事理であるし、金銭的に評価できるか否かは、その侵害の程度（重大性）に対して社会通念に従って評価できるものであって、誰にも、謂われもなく犯罪者呼ばわりされることを受忍しなければならない理由はない。有形損害の如く予め積算根拠が存在するものでないことも、慰謝料の場合とはほぼ同様に、当然の事理に属することである。名誉毀損に至らない侮辱でも、当然金額を明示した慰謝料請求は認められる。金額として見積もれない、評価できない、というのは、名誉侵害の程度がごく小さい場合にしかあり得ないのであって、社会的評価の性質や侵害の類型といった問題ではない。どのような場合でも、被害者に向かって、お前の社会的価値は金銭的に評価したらいったい幾らになるか、などと訊くことはできない。

4 被告東京都の言わんとするところは、当初から、上記最高裁判決の引用に至るまでよく理解できない。原告 Aleph のような宗教団体には、個人（自然人）と異なって、精神的苦痛や名誉感情というものは存在しないから慰謝料請求はできないという趣旨であれば、上記最高裁判決をよく理解していないことを示す。原告 Aleph はオウム真理教の団体であり、オウム真理教は地下鉄サリン事件など凶悪な重大事件を起こした宗教団体であって、現に危険な団体として団体規制法による観察処分を受けており、既に改めて低下するような社会的評価は残っていない（無価値）、だからこれ以上の社会的評価の低下やそれによる無形的損害が生ずる余地はない、というのであれば、その旨、単刀直入に主張・立証すべきである。

5 国家賠償法による訴訟であるとはいえ、警察庁長官狙撃（殺人未遂）事件という衆目を集めた重大事件について、犯人呼ばわりしながら、今さらながら開き直り、当の捜査主体であるにも拘わらず、真实性・相当性の主張・立証で正面から応えることもなく逃げ、そもそも、或いは端から損害賠償請求権はないとするのは、余りにも社会的常識から外れた観念的議論を弄ぶものであり、笑止千万とでも言うしかない。被告東京都（警視庁）は、日弁連の警告（甲16）を十分に踏まえ、理解して、正々堂々本訴に誠実に対応するべきである。